

2020年4月27日

内閣府男女共同参画局総務課  
パブリックコメント担当御中

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

## 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン案」に対する意見書

「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン案」に関するパブリックコメント提出の機会を設けて頂きありがとうございます。公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンとして、以下のコメントを提出させていただきます。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

- ・ **第1部の基本方針(1)**で「平時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる」と掲げていますが、その内容が防災に関わるもののみになっています。緊急時に格差社会の脆弱性が顕著になることに鑑み、平時から中長期的に男女共同参画基本法の男女の人権尊重とそのため社会・慣行の是正と言う国の方針に基づき、ジェンダー格差解消のための取り組みを強化することを言及してください。
- ・ 「はじめに」の項で特別な配慮すべき多様な人たちのなかにLGBTとありますが、本文にはLGBTへの配慮に関した言及が一切ありません。男女に分かれた避難所でのトイレ、浴室、避難スペースは、トランスジェンダーの方への配慮についてなど記載してください。(特に、第1部の基本方針(3)に関連)
- ・ **第1部の基本方針(3)**に関して、思春期・青年期の女の子は、災害の影響により経済的困難に陥ったり、自分の居場所がなくなったりした時に、子ども買春、性的搾取、性暴力の被害に遭うリスクが高まります。子ども、女性という分類だけでなく、思春期・青年期の女の子のニーズにも配慮するようにしてください。
- ・ **第2部項目3**に関して、「女性の参画」を「多様な女性の参画」としてしてください。
- ・ **第2部項目6、24**に関して、災害時でも、避妊具が入手できるようにする、妊娠検査を受けられるなど、妊産婦以外の女性にも性と生殖に関する健康の権利に関するサービスへのアクセスを保障することを記載してください。
- ・ **第2部項目10**において、地域、分野別の連携可能団体のリスト作成および団体の登録制など具体的な連携の方策を記載してください。
- ・ **第2部項目18、19**に関して、災害が発生する前に行っていたDVや虐待被害者支援のケースを、災害発生後もフォローアップするように記載してください。また、現金給付は、別居、同居関係なくDV被害者や虐待を受けている子どもためにも、世帯主ではなく個人への支援を考慮してください。
- ・ **第2部項目35**に関して、ジェンダーの視点から女性へカウンセリングを行うフェミニスト・カウンセリングのサービス提供を推奨してください。
- ・ **第3部便利帳**に、DV防止の啓発・相談ポスターの例も入れてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を踏まえ、感染症パンデミックにおける女性への影響を考慮した内容を追加してください。